

令和5年11月7日

杉並区

令和5年度 子ども・子育て支援法に基づく指導検査実施方針

1 基本方針

区は、平成28年の「すぎなみ保育緊急事態宣言」以降、全力で待機児童解消に向けて取り組んだ結果、平成30年4月に「待機児童ゼロ」を実現し、その後も6年連続で「待機児童ゼロ」を継続している。

一方で、近年、全国各地の保育所においては、子どもへの虐待や不適切保育、送迎バスへの置き去り等の事件が相次ぎ、区内各保育施設においても、より一層の安全確保が求められている。また、運営事業者による補助金の不正受給が発生しており、各保育施設に対する指導検査の役割もより一層重要なものとなっている。

区では、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第14条に基づき認可保育所、地域型保育事業所等を対象に指導検査を行ってきたところだが、令和元年10月、保育料の一部無償化の実施に伴い、法が改正され、新たに特定子ども・子育て支援施設等（ベビーホテルや家庭福祉員等の認可外保育所）が区の指導検査の対象に加わった。

これらの動きを踏まえ、区は、法及び杉並区特定教育・保育施設等指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づく指導等を、並びに、法及び杉並区特定教育・保育施設等監査要綱（以下「監査要綱」という。）に基づく監査をそれぞれの確に行い、区が実施する保育施設に対する巡回訪問などの他の施策と合わせて、保育の質の維持・向上を図るものとする。

また、指導検査の実施に当たっては、各種法令に基づき指導検査を行い、区の各部課、東京都（以下「都」という。）及び関係自治体等と密接な連携を図って、情報交換や合同検査の実施を通じ、より効果的な指導検査となるよう工夫するものとする。

令和5年度の杉並区の指導検査は、以下の方針により実施する。

2 指導要綱に基づく指導等の重点項目

(1) 運営管理

ア 職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

(エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍する子どもに見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練・消火訓練、救命救急訓練、防災性能を有したカーテン・敷物の使用等の安全対策を実施しているか。

ウ 利用者への情報提供

- (ア) 保育に関する重要事項の掲示、書面の交付、説明を適切に行っているか。

(2) 保育内容

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 子ども一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 子どもの健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の子どもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス等）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- (エ) 当期末支払資金残高が委託費収入の30%未満に収まっているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。

また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施してい

るか。

3 監査要綱に基づく監査の重点項目

(1) 運営管理

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容

保育内容は、入所する子どもの心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

- ア 特定教育・保育施設
- イ 特定地域型保育事業者
- ウ 特定子ども・子育て支援施設等

(2) 実施形態

ア 指導要綱に基づく指導等

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。なお、東京都の指導検査又は区保健福祉部の行う社会福祉法人の指導検査が実施される場合は、極力合同検査となるよう日程調整に努めるものとする。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として3人とする。ただし、特定子ども・子育て支援施設等については、施設の規模等を勘案し、2人とすることがある。

(エ) 実施通知

指導要綱の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象については、原則として、実施の一箇月前までに決定する。ただし、これにより指導等に支障のある場合は、この限りでない。

イ 監査要綱に基づく監査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。なお、東京都の特別指導検査等が実施される場合は、極力合同検査に努めるものとする。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、2人以上とする。また、施設の状況により適宜体制を再編し、監査に必要な専門知識を持つ者を加えて実施する。

(エ) 実施通知

監査要綱の規定に基づき通知する。なお、監査要綱の規定に基づき、実施通知を行わない場合がある。

(3) 全体計画の作成時期

原則として、当該指導検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定対象

原則として、令和5年4月1日時点で現存する施設及び年度途中に開設した施設とする。ただし、監査要綱に基づく監査については、廃止された施設も対象とすることがある。

イ 選定方法

(ア) 新規に開設された施設、新たに民間委託された施設、指定管理者制度が導入された施設。

(イ) 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設。

(ウ) 当該施設を運営する社会福祉法人が、他部、都の実施する指導検査の時期に当たる施設。

(エ) 過去の指導検査における指摘事項の改善が図られていない施設。

(オ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設。

(カ) 財務分析結果等の課題のある社会福祉法人が運営する施設。

(キ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設。

(ク) その他指導検査の実施が必要と判断される施設。

5 関係団体等との連携

(1) 区関係部課

ア 社会福祉法人の運営する施設については、保健福祉部管理課が行う当該社会福祉法人に対する指導監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 前項の社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、相互に必要な情報の交換を行う。

(2) 都

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく都の指導検査と子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく区の指導検査を、合同実施するよう努める。

イ 前項のほか、都の指導検査に区職員が立ち会い、連携を深める。

(3) 関係各区市町村

ア 確認権限のない他の区市町村に所在する施設等に違反疑義等が認められる場合、又は他の区市町村より、杉並区に所在する施設等に違反疑義等が認められるとの情報が寄せられた場合、その区市町村と連携して必要な措置を講じる。

6 その他

幼稚園等、保育所以外の施設については、上記「2」、「3」に記載の用語をそれぞれの施設の特性に合わせ読み替える。